

ニュージーランドの保護地域における利用者施設管理

伊藤太一(筑大)

はじめに

保護地域におけるレクリエーション・インパクトを抑制し、多様な環境を保全しつつ利用者に満足感を提供するためには、利用者施設の計画・管理が重要となっている。日本ではその指針がないため、さまざまな問題が顕在化している。そこで、山小屋をはじめ多様な施設の指針を定めたニュージーランドの保護地域のあり方を検証し、日本との違いを明らかにする。

保護地域の展開

ニュージーランドの国立公園は 1887 年のトンガリロに始まるが、1952 年には国立公園法が制定され土地測量庁の管轄となった。これらのうち 4ヶ所は世界遺産にも登録され、その一つアオラキでは 7 割を国際観光客が占め主要な外貨獲得資源である。一方で、森林の保全は 1874 年に、野生生物保護は 1891 年に始まった。1949 年の森林法によって国有林に森林公園が設置され、1975 年には歩道法も制定された。これらの保護地域は 1987 年の保全法による森林、土地測量、野生生物の 3 省庁統合によって設置された保全庁 (Department of Conservation, DOC) が管理している。

利用者施設とその水準

国立公園(14ヶ所)や保全公園(森林公園等 19ヶ所)等の保護地域には山小屋(1,030ヶ所)や歩道(12,500 km)、キャンプサイト(300ヶ所以上)、車道(2,130 km)、トイレ(1,570ヶ所)、駐車場(570ヶ所)、ビジターセンター(50ヶ所)、橋梁、木道、案内板、ピクニックサイトなどの施設(約 14,000ヶ所)がある。1990 年の新歩道法制定を契機に、歩道の分類が path、walking track、tramping、route の 4 種類になった。歩道上に配置される小屋は、施設およびサービス水準によって、great walk、serviced、standard、basic の 4 つに区分され利用料金も異なる。小屋に付随したキャンプサイトでは、小屋利用の半額程度に料金が設定され、巡回レンジャーが利用券を確認する方式を取っている。小屋に付随しない DOC の管理するキャンプサイトは serviced、standard、informal の 3 つに区分されている。なお、施設利用者もその活動や意識から 6 種類に区分され施設評価の重要な要因となっている。

利用者施設管理プログラム

1996 年から導入された利用者施設管理プログラム (Visitor Asset Management Programme, VAMP) によって、市民参加を取り入れつつ、妥当性、一貫性、持続性、合法性の 4 つの原則で、新設や拡張から現状維持、閉鎖、撤去に至るオプションで区分している。VAMP の流れは、データベース化、検証、改善、管理、置き換えからなり、利用水準や安全、資産のライフサイクルを考慮して方針を決める。データベースは、全国 13 箇所の DOC 管理地域で大別され、空間特性(歩道沿い、車道沿いなど)ごとに各施設が示される。各施設の情報は、建物であれば土台や内装、管理人の有無や清掃などのサービス水準などであり、歩道の場合は表面、路肩、排水などである。このようなシステムが導入された背景として、行政改革の結果各省庁管轄であった施設の統一したデータベースと管理方針が必要になったことと、不適切な管理による展望台倒壊事故により死傷者が発生し管理水準制定の必要性が認識されたことの 2 点が挙げられる。

まとめ

ニュージーランドの保護地域は、入園料を徴収しない点など日本と類似しているが、多くの利用者施設を DOC が管理している点で異なる。日本では植生等については緑の国勢調査データなどが整備されているが、施設に関するデータベースは存在せず、整備及び管理水準も定められていない。さらに、歩道に関しては法制度がないためその管理責任さえ曖昧である。日本でも利用者施設のデータベース化と管理水準提示が必要となっている。また、保護地域内に多数ある山小屋などをコンセッションとして位置づけ、環境保全に関わる規模や管理水準を規定する必要も高まっている。

(連絡先: 伊藤太一 taiichi@sakura.cc.tsukuba.ac.jp)